

14

歴史

憲法の条規により之を行う

教科書 P.168~P.169

学習の目標： 憲法の特徴を読み取り、当時の政治の動きを考えよう。

◎当時の憲法と現在の憲法の違いとは？

現在の憲法については 教科書 P238



年	内容
1881年	国会開設の勅諭で10年後の国会開設を約束。
1882年	【A】はヨーロッパへ留学し、君主の権力が強い【B】の憲法を学んだ。
1885年	【C】を作り、Aが初代内閣総理大臣になる。
1889年	【D】が公布される。

大日本帝国憲法(1889年)

- 第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
 - 第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
 - 第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
 - 第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
 - 第29条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印刷集会及結社ノ自由ヲ有ス
- ④出版すること (抜粋)

コメントの追加 [孝浩1]: A 伊藤博文

B ドイツ

C 内閣制度

D 大日本帝国憲法

① アジアで唯一の立憲国家

② 帝国議会

◎ 憲法の違いを見つける

特徴の違い

◎ 憲法公布に至るまで流れを年表でまとめる

◎ 帝国議会→議会政治の内容をおさえる

◎ 有権者の条件について考えさせる

現在の選挙と比較

◎ 政治にかかわる女性の立場をおさえる

立憲国家になったが、男女平等ではなく男子優勢の社会であった

◎ 社会・政治に課題が残る

アジアで唯一の ① となる。

◎ ② の始まり...二院制で行う

① 2つの議員はどのような人々で構成されていたかまとめよう。

院	
院	



② 当時の衆議院議員選挙の有権者の条件とは何だろう？

◎ 女性と政治

民法に見る「家制度」

- 第750条 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 第801条 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス
- 第804条 日常ノ家事ニ付イテハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス
(1898年「明治民法」より、抜粋)

① 左の資料から「妻」の立場についてわかることを挙げよう。

② 当時の女性の政治参加の状況をまとめよう